

記者会見資料

令和7年11月27日

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

懲戒処分事案 ①

(1) 処分内容と対象者

処分を受けた者：企画部企画課 専門官 61歳 男性

懲 戒 処 分：4ヶ月間給料月額10分の1減給

処 分 日：令和7年11月27日

(2) 事案の概要

令和5年10月、当該職員が、元市議会議員に教示するよう部下に指示したもの。

懲戒処分事案 ②

(1) 処分内容と対象者

処分を受けた者：都市計画部次長兼都市計画課長 57歳 男性

懲 戒 処 分：3ヶ月間給料月額10分の1減給

訓告処分（3名）：都市計画部長、土木建築部長、農林水産部審議監

（当該職員に対し管理監督の立場にあった者）

処 分 日：令和7年11月27日

(2) 事案の概要

令和5年10月、当該職員が、元市議会議員に対し教示したもの。

懲戒処分事案 ③

(1) 処分内容と対象者

処分を受けた者：都市計画部 部長 59歳 男性

懲 戒 処 分：4ヶ月間給料月額10分の1減給

処 分 日：令和7年11月27日

(2) 事案の概要

令和6年10月、当該職員が、都市計画部公園緑地課発注の業務委託に係る入札予定価格等を元市議会議員に対し教示したもの。

処分理由 (①、②、③)

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分を行いました。処分量定につきましては、「大分市職員の懲戒処分に関する基準」の中の「秘密漏えい」に該当するものとし、本人からの事情聴取や過去の処分量定を勘案したうえで、上記の処分量定としました。

また、上記①、②、③の処分に関連し、当該職員が、都市計画部公園緑地課発注の業務委託に係る入札予定価格等を元市議会議員に対し教示したものとし、本人からの事情聴取や過去の処分量定を勘案したうえで、上記の処分量定としました。

**【問い合わせ先】 大分市総務部人事課 担当：明石・板谷
連絡先：097-537-5604（内1140）**